

令和元年7月30日

人事局任用課課長補佐 古屋慎二 殿

経理局主計課課長補佐 西成英樹

司法研修所事務局経理課課長補佐 工藤兼治

考試会場（大阪会場）における返還明細書等の回収について

（依頼）

第72期司法修習の考試会場（大阪会場）において、別紙第1及び別紙第2のとおり返還明細書及び司法修習生バッジを回収することについて御協力をお願いします。

## (別紙第1)

### 返還明細書の回収について

#### 1　返還明細書の回収の必要性について

(1) 修習専念資金の貸与を受けた司法修習生に対し、司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則第9条第1項で「修習専念資金の貸与を受けた者は、その貸与申請に係る修習専念資金の最後の貸与単位期間の末日までに、最高裁判所の定める事項を記載した返還明細書を最高裁判所に提出しなければならない。」と定められており、最後の貸与単位期間の末日である12月11日までに返還明細書が提出されない場合には、貸与を受けた司法修習生は、同規則第8条第1項第3号により期限の利益を喪失し、最高裁判所の指定する日までに返還未済額の全額を返還しなければならないこととなる。

また、返還明細書は修習修了後の司法修習生の職業、住所を把握する上でも重要な書類であることから、貸与を受けた全ての司法修習生から速やかに回収する必要がある。

(2) 修習専念資金の返還は、同規則第7条で通常修習期間の終了した月の翌月から起算して5年を経過した後、10年年賦の均等返還の方法によると定められ、年賦金の返還は、最高裁判所が送付する納入告知書に基づき行うこととされているため、貸与を受けた司法修習生が納入告知書を確実に受け取れる場所に送付する必要があることから、職業、住所を正確に把握する必要がある。

そこで、返還明細書の回収については、全てを郵便による方法とすることも考えられるが、郵便では定められた期限内に提出しない者が多く、その回収が間に合わないことが容易に予想されるので、従前と同様に、司法修習生が集合する機会に、回収ボックスによる方法で、確実に回収したいと考えている。

上記の事情から返還明細書を確実に回収するためには、司法修習生が集合する機会を利用するすることが最も有用であるところ、B班については11月中は、司法研修所で集合修習を行っているため、その間の回収が考えられるが、A班は各配属地で選択型実務修習中であり、弁護士事務所が本拠となる者が多いた

め、確実な回収は困難である。したがって、A班のうち大阪の考試会場（以下「大阪会場」という。）で應試する司法修習生については最後に集合する大阪会場での回収が回収率を上げるために効果的である。

## 2 具体的な回収方法について

大阪会場の試験室に回収ボックス（外寸巾285×奥412×高222mm、重量1.17kg、A4鍵付きのボックスを主計課で用意する。また、バッジの回収ボックスと混同しないよう、ボックスの形状を変えることとし、併せて、ボックス上部に「返還明細書回収ボックス」の張り紙をする。）を設置する方法により返還明細書を回収する。

なお、回収場所、回収時間等については、返還明細書回収に関する主計課出納係事務連絡で司法修習生へ周知する。

- (1) 主計課で用意した回収ボックス10個を、考試物品及び別紙第2のバッジ回収ボックスとともに人事局の考試事務担当者が、司法研修所から大阪会場へ送付する。
- (2) 考試期間中、毎朝午前9時30分から午前9時45分（着席時刻）まで各試験室に設置する。
- (3) 回収ボックスの設置数は、試験室ごとに2個（計10個）とする。

※ 2個設置することが難しいようであれば1個で構わないが、中身が詰まっているようであれば、新しいボックスを使用する。

- (4) 大阪会場では、回収ボックスを設置、回収するのみで、回収数の確認作業の必要はない。
- (5) 考試期間中、回収ボックスは考試事務室で保管する。
- (6) 考試最終日に考試物品等とともに司法研修所経由で主計課へ送付する（必ず「司法研修所総務課庶務係御中」と明記する。）。
- (7) 司法修習生からの返還明細書についての問合せは、主計課出納第二係が対応する。

### 3 結論

返還明細書を提出させる目的は、修習専念資金の貸与を受けた司法修習生に対し確実に貸与資金の返還を求めるために、修習終了後の連絡先を確実に把握することにあり、そのためにも返還明細書の回収を徹底させる必要があることから、大阪会場での回収に御協力いただくようお願いしたい。

(別紙第2)

司法修習生バッジの回収について

1 司法修習生バッジの取扱いについて

司法修習生バッジ（以下「バッジ」という。）は、司法修習生に貸与しているところ、司法修習生のバッジに関する規程第2条第2項により、司法修習生がその身分を失ったときは、速やかに返納しなければならないと規程されているため、考試の合否決定後、修習を終了した司法修習生から速やかにバッジを回収する必要があることから、従前と同様に司法修習生が集合する考試の機会に回収ボックスによる方法により、確実に回収したいと考えている（従前の回収率は、3のとおり）。

2 具体的な回収方法について

大阪会場の試験室に、司法研修所経理課（以下「経理課」という。）で用意する回収ボックス（外寸巾300×奥200×高300mm、重量1.5kg、鍵付き）を設置する方法によりバッジを回収する。また、返還明細書の回収ボックスと混同しないよう、ボックスの形状を変えてあるが、合わせてボックス上部に「バッジ回収ボックス」の張り紙をする。

なお、回収場所、回収時間等については、別添の経理課用度係事務連絡で司法修習生へ周知する。

- (1) 経理課で用意した回収ボックス5個を、考試物品及び別紙第1の返還明細書回収ボックスとともに人事局の考試担当者が司法研修所から大阪会場へ送付する。
- (2) 考試期間中、毎朝午前9時30分から午前9時45分（着席時刻）まで、各試験室に1個（計5個）設置する。
- (3) 考試会場では、回収ボックスを設置、回収するのみで、回収数の確認作業の必要はない。
- (4) 考試期間中、回収ボックスは考試事務室で保管する。
- (5) 考試最終日に考試物品等とともに司法研修所へ送付する（必ず「司法研修所総務課庶務係御中」と明記する。）。
- (6) 司法修習生からのバッジについての問合せは、経理課用度係が対応する。

### 3 結論

司法修習生や配属地の裁判所に負担をかけず、スムーズかつ効率よくバッジの回収を行うために必要なことから、大阪会場における回収に御協力いただくようお願いしたい。

なお、昨年（第71期）も例年同様に、最終的に90%以上のバッジを回収することができた。

令和元年●月●日

第72期A班司法修習生 各位

司法研修所事務局経理課用度係

司法修習生バッジの回収について（事務連絡）

修習開始の際に貸与した司法修習生バッジ（以下「バッジ」という。）を、考試期間中の11月20日（水）から同月26日（火）までの間（土曜、日曜、祝日を除く。）に回収します。

返還に当たっては、別途配布する返還用封筒の、②氏名、③実務修習序、④クラス及び⑤番号の各欄に記入の上、自身のバッジを入れて封緘し、下記の回収場所及び時間に設置されているバッジ回収箱に投入する方法により、必ず返還をしてください。

なお、考試期間中に返還できなかった場合には、各自が司法研修所事務局経理課用度係宛てに郵送又は持参する方法により返還することになります。紛失して返還できない場合には、所轄の警察に遺失物の届出をした上で遺失物受理番号を記載した「紛失届」及び「申述書」を提出する手續が必要になりますので御注意ください。

おって、当係において返還等が確認できない場合には、その確認等が取れるまで司法研修所より督促の連絡をすることになりますので、考試期間中に必ず返還してください。

記

司法研修所会場 西館1階企画第二課前ロビー

午前8時30分から午前9時45分まで

大阪会場 各試験室内

午前9時30分から午前9時45分まで

また、バッジの返還等に関する問合せは、司法研修所事務局経理課用度係（電話  
[REDACTED]）に連絡してください。

令和元年●月●日

第72期B班司法修習生 各位

司法研修所事務局経理課用度係

司法修習生バッジの回収について（事務連絡）

修習開始の際に貸与した司法修習生バッジ（以下「バッジ」という。）を、考試期間中の11月20日（水）から同月26日（火）までの間（土曜、日曜、祝日を除く。）に回収します。

返還に当たっては、別途配布する返還用封筒の、②氏名、③実務修習序、④クラス及び⑤番号の各欄に記入の上、自身のバッジを入れて封緘し、下記の回収場所及び時間に設置されているバッジ回収箱に投入する方法により、必ず返還をしてください。

なお、考試期間中に返還できなかった場合には、各自が司法研修所事務局経理課用度係宛てに郵送又は持参する方法により返還することになります。紛失して返還できない場合には、所轄の警察に遺失物の届出をした上で遺失物受理番号を記載した「紛失届」及び「申述書」を提出する手続が必要になりますので御注意ください。

おって、当係において返還等が確認できない場合には、その確認等が取れるまで司法研修所より督促の連絡をすることになりますので、考試期間中に必ず返還してください。

記

司法研修所会場 西館1階企画第二課前ロビー

午前8時30分から午前9時45分まで

大阪会場 各試験室内

午前9時30分から午前9時45分まで

また、バッジの返還等に関する問合せは、司法研修所事務局経理課用度係（電話  
[REDACTED]）に連絡してください。